

別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金交付要綱

制定 令和 8 年 3 月 3 1 日

別府市告示第 1 4 3 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市有区営温泉の清掃作業の担い手不足解消並びに作業労力及び管理運営面における負担軽減を図るために必要な備品（以下「清掃用備品」という。）の購入費用に対し、予算の定めるところにより別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 5 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「市有区営温泉」とは、市が土地及び温泉施設を所有し、共同温泉の管理運営を定める規約を有する温泉組合又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体（以下「自治会」という。）が、その管理運営を行う共同温泉をいう。

（補助事業）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、単一の市有区営温泉において、又は複数の市有区営温泉が共同して、清掃用備品で別表に定めるものを購入する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業を実施しようとする市有区営温泉（複数の市有区営温泉が共同して実施する場合は、そのうちのいずれかの市有区営温泉）が過去 3 年度以内に補助金の交付を受けている場合は、補助金を交付しないものとする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、補助事業の実施に要する費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1 0 0 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、5 万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 清掃用備品のカタログ又は見積書

（2） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、補助の適否を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した場合は、完了の日から30日が経過する日又は当該交付決定の日が属する年度の末日のいずれか早い日までに別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助事業に係る領収書等の写し

（2） 補助事業で購入した清掃用備品の写真

（3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金額確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（清掃用備品の管理）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施により購入した清掃用備品（次

項及び第12条において「備品」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って適正に使用しなければならない。

- 2 補助事業者は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して備品を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過している場合は、この限りでない。

（関係書類の保管等）

- 第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿並びに契約書、領収書等の証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（報告及び立入調査）

- 第12条 市長は、必要があると認める場合は、備品の使用状況及び管理状況並びに前条の帳簿及び証拠書類について、補助事業者に対して報告を求め、及び立入調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の報告及び立入調査に応じなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の方法により交付の決定を受けた場合
- (2) 第10条第2項本文の規定に反した場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助を不相当と認めたとき。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

清掃用備品
業務用掃除機、フロアポリッシャー、浴槽ポリッシャー、 高圧洗浄機、スチーム洗浄機、電動ブラシ洗浄機、自動床洗浄機、カーペット洗浄機、洗浄クリーナー、外壁洗浄機その他これらに類するもの

備考 1点3万円未満の清掃用備品は、対象外とする。

別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金交付申請書

年 月 日

別府市長 あて

申請者 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名 印

代表者住所

電話番号

別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 清掃用備品名

2 補助申請額 金 円也

（ 温泉 共同温泉清掃用備品購入費補助金として）

3 添付書類

(1) 清掃用備品のカタログ又は清掃用備品の見積書

(2) その他（ ）

第 号

年 月 日

様

別府市長 印

別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 温泉に係る別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

備品名	
補助金の額	円
備考	1 補助事業の完了の日から 30 日が経過する日又は当該交付決定の日が属する年度の末日のいずれか早い日までに別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金実績報告書を提出してください。 2 補助金の額は、実績報告に基づき確定します。 3 補助金は、他の用途に使用できません。

別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金実績報告書

年 月 日

別府市長 あて

報告者 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名

印

代表者住所

電話番号

年度において別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金に係る補助事業を実施したので、別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業に係る領収書等の写し
- 2 補助事業で購入した清掃用備品の写真
- 3 その他（ ）

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 温泉に係る別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 円

別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金交付請求書

年 月 日

別府市長 あて

温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名 印

代表者住所

電話番号

年 月 日付け 第 号により、額の確定通知を受けた別府市共同温泉清掃用備品購入費補助金について、次のとおり請求します。

請求金額： 円

（振込先口座）

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合・農協 本店・支店・出張所						
種 別	普 通 ・ 当 座						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							